

## 小河滋次郎・方面委員制度の実現とその思想

## ～ 貧困者の漏救対策を確立した先駆的社会事業 ～

○ 長野大学 中村 英三 (04368)

キーワード：民生委員制度、方面委員制度、地域福祉

## 1. 研究目的

現在施行されている「民生委員制度」とは、厚生労働大臣から委嘱された委員がそれぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進を努めているものである。その「民生委員制度」の前身は、1918（大正7）年に大阪府ではじめられた「方面委員制度」であり、当時の先駆者によってその制度の骨格はすでに完成されていた。

過去を振り返ると、その時代における災害やさまざまな事象を原因とした貧困があり、その対象となる生活困窮者たちを救済しようとする慈善事業は存在していた。明治期には、慈善事業や政策が幾度となく繰り返されてきたが、すべての困窮者を救済対象とするには及ばず、本来目指すべき社会事業としての完成には至っていなかった。

本研究で取り上げる小河滋次郎は、明治期における監獄学の偉人であり、官僚時代は監獄制度改良に大きく貢献した人物である。小河はそれまで培った理論と手法を持って大阪府顧問として赴任してからは先駆的な救済制度の推進にあたり、その基礎を築きあげた。その代表的なもののひとつが「方面委員制度」である。

方面委員制度は、生活困窮者の支援への取り組みである。それは従来为社会事業とは異なり、常にすべての困窮者を対象とし、地域の民間による力で救済を行ったことに意義があった。方面委員制度は、やがて民生委員制度となり、今も活動の本質は変わらず小河滋次郎の意思が受け継がれている。

本研究は、小河滋次郎の人物史としての研究を通じて、その功績を紐解くとともに小河の思想を理解することで、今後の社会福祉における問題解決の一助となることを目的である。

## 2. 研究の視点および方法

小河滋次郎についてのこれまでの人物史研究では、司法省監獄局時代の監獄学博士としての偉業が語られることが多い。社会事業の先駆者としての小河滋次郎を論じるとすればその期間は大阪府赴任中の大正2年から大正14年の12年間となる。それまでの小河は司法省を去る明治44年まで監獄学の研究と監獄改良に尽力した。そして社会事業に転換した大正2年から後世は、大阪での救済事業の職員としてその職務を全うし63歳でその生涯を閉じた。

晩年の小河滋次郎は自身の方法論によって、社会から潜在的な困窮者をなくすことに専念し尽力した。

この研究では、小河滋次郎の晩年の功績であった社会事業「方面委員制度」がどのような経緯で考案され、いかに周到にしてきめの細かい社会事業を展開しようとしているかを理解するものであり、小河滋次郎の発表した文献や先行研究などから本人の思想や貧困者の救済手法を調査検証する。

### 3. 倫理的配慮

本研究発表を行うにあたり、日本社会福祉学会の倫理指針を遵守した。文献から図・表や本文を引用する場合は、著作権に配慮し出典を明記し、小河滋次郎の先行研究機関である顕彰会によって作成された機関誌からの引用については、同機関に不利益が生じないことを文書と口頭で説明を行い同意を得た。

### 4. 研究結果

大正7年10月、大阪府告第二五六号をもって「大阪府方面委員」制度は公布された。大阪府内の16方面に対してそれぞれ委員が囑託され、11月にはその委員の中から常務委員が囑託された。

「大阪府方面委員」制度のおもな特徴は、

- ・ 方面の範囲
- ・ 方面委員の選考指標
- ・ 貧困者階級と調査カード
- ・ 方面委員の慈善心

などがあげられる。

委員の設立は困窮者の救済を強く後押しするものであった。委員には日常的に調査を行うとともに、困窮者を発見し救済を促すことができた。

### 5. 考察

方面委員は自己の居住する地区の諸問題解決のための方法を適用して困窮者の厚生を助けた。小河は方面委員に単なるケースワーカーとしての任務を与えるだけでなく、地域におけるコミュニティーオーガゼーションの担当者としての役割を考えていた。このことは従来の社会事業では不可能な領域であった。

社会事業が本質的に「社会的道徳的」とあるということは、社会事業が民衆の物であり、民衆によってのみ可能である言うことだといえる。しかも民衆の個人が単独で社会事業を行うのではなく、「社会的道徳的」とあるがゆえに、その家族も隣人もともに活動する。その頂点に方面委員がある。

行動をなしうるのは、小数の専門家ではなく、多数の篤志家である。小河滋次郎は社会事業の民衆化の必要を認め、その第一に方面委員制度を大阪において発足し完成させた。